

# 暫定措置478号/09年による 2010年1月1日から施行される 移転価格税制の改正概要

2010年3月15日

ブラジル日本商工会議所  
日伯法律委員会-移転価格税制WG

# 改正(暫定措置)の主旨(政府発表)

- A. 連邦国税庁の移転価格税制細則に対する異議申立てが多数存在することから法律を手直し、税法基盤の擁護を計る。特に海外関連会社からの輸入に関する立証計算方法につき、より適切な方法に改正。
- B. 法律9430号18条19条で規定される一定の利益マージン比率を今後大蔵省の政令により、各経済活動業種やセクターごとの実体に合わせた比率を適用していく方針の前向きな検討方針の公表。
- C. 国税の税務検査上の容易性の観点から納税者の立証方法の選択を事前に決定させる。

# A. 移転価格税制(法律9430号18~24条)の18条を改正

ブラジルの事業者が海外関連会社から仕入れるケースの規定見直し

独立企業間価格の算定方法	改定措置
1. 独立価格比準法 (PIC)	<ul style="list-style-type: none"><li>• PICによる立証対象輸入額の少なくとも10%の第三者との同期間の取引価格書類を要求。</li></ul>
2. 再販価格基準法 (PRL)	<p>PRL法は固定利潤控除法(PVL)法に変更</p> <p>a) <u>製造者の原材料、部品の輸入</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 固定利潤60% — 35%(正味販売価格)</li><li>• 法律9430の算定方法を細則243の算定方法に合わせるべく、法律文のあいまいさを排除。</li></ul> <p>b) <u>輸入品の国内販売商業事業者</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 固定利潤の見直し</li></ul> <p style="text-align: center;">税込み価格 × 20%</p> <p style="text-align: center;">↓ 改正</p> <p style="text-align: center;">税抜き価格 × 35%</p>

# A. 移転価格税制(法律9430号18~24条) の18条を改正

独立企業間価格の算定方法	改定措置
	c) 独立企業間価格と比較する実際の輸入品コストはFOBではなくCIF+通関+国内運送コストであることを明記。
3. 原価基準法 (CPL)	変更なし

# 改正に関する主要問題点

## 1)製造業者の原材料部品輸入

- PRL法による立証が大部分

以前

法律9430算定方式採用



今後(2010年1月以降)

国税庁細則243号による  
算定方式のみ

細則243は租利益率60%と  
非現実的なため従わない企  
業が殆ど。異議申立て裁判で  
対応。



租利益率は60%から35%に  
低減、但し法律9430の算定  
方式を採用し、裁判に持ち込  
む選択は不可能。

税額調整ゼロ又は少額

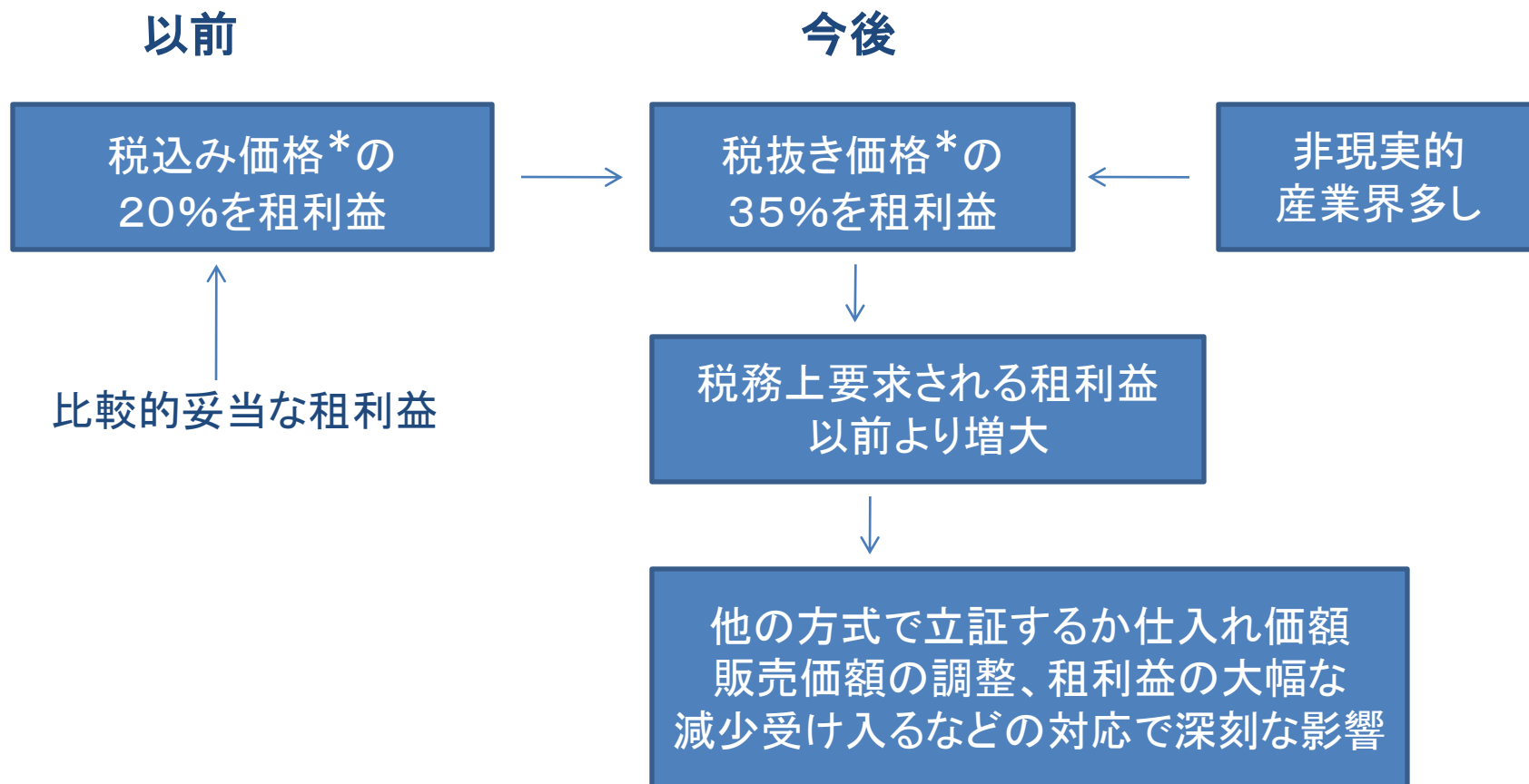


税額調整額増大の可能性大



会計上の税前利益は出ても  
高額の法人税課税

## 2)輸入品の国内販売事業者



注: \*販売代理コミッション割引など控除

# 税額調整計算例(棚卸資産)

## 1)製造業者

仮定

輸入コスト (CIF+関税)	通関費用+ 輸送	合計	国内コスト(労務費 +国内調達原料+ 製間)	製造原価
200	10	210	790	1,000

(1)	(2)	(3)	(4)	(3)-(4)	(3) X 60%	(3) X 35%
正味販売 価格	コミッション (-)	差引価格	売上原価	租利益	税法上の 利潤60%	税法上の 利潤35%
1,400	100	1,300	1,000	300	780	455

# 税額調整計算例(棚卸資産)

## 1)製造業者

<u>法律9430(60%)</u>	<u>細則243(60%)</u>	<u>暫定措置(35%)</u>
$1,300 - 790(\text{国内コスト}) = 510$	$210 / 1000 = 0,21(\text{輸入割合})$	$210 / 1,000 = 0,21(\text{輸入割合})$
$510 \times 60\% = 306(\text{租利益})$	$1,300 \times 0,21 = 273$ (売上高に占める輸入割合相当額)	$1,300 \times 0,21 = 273$
$1,300 - 306 = 994$	$273 \times (1 - 0,6) = 109,2(\text{輸入部品パラメータ額})$	$273 \times (1 - 0,35) = 177,45$
独立企業間価格 994	独立企業間価額 109,2	独立企業間価額 177,45
実際の輸入コスト 200	実際の輸入コスト 200	実際の輸入コスト 210
<u>課税利益調整額 なし</u>	<u>課税利益調整額 90,8</u>	<u>課税利益調整額 32,55</u>



## 2)販売会社

### 仮定

輸入コスト(CIF+ 関税)	通関費用+輸送	仕入原価
200	10	210

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(4) - (5)
税込販売額	正味販売額	コミッション	差引価格	売上原価	租利益
400	290	10	280	210	70

## 2)販売会社

### 計算方式

法律9430(20%)	細則243(20%)	暫定措置478(35%)
<p>(1) <math>400 \times 20\% = 80</math> (税法上の 利潤)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>正味販売額 - コミッション - 利潤 = 独立企業間価格</li><li><math>290 - 10 - 80 = 200</math></li></ul> <p>独立企業間価格 200 実際の輸入コスト 200 (FOBと比較する法解釈もある)</p> <p><u>課税利益調整額ゼロ</u></p>	<p>左と同じ</p> <p>細則では実際の輸入コスト は CIF + 関税と明記</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>輸入原価 / 仕入原価 <math>210 / 210 = 100\%</math></li><li>(4) <math>280 \times 35\% = 98</math> (税法上の 利潤) <math>280 - 98 = 182</math></li></ul> <p>独立企業間価格 182 実際の輸入コスト 210</p> <p><u>課税利益調整額 28</u></p>

# 当面の対策

1. 固定利潤控除法 (PVL) 以外の立証方法の選択。
2. 国税庁の暫定措置の見直しの可能性に注視、同様 暫定措置法律化後、国税庁からの業種別利潤が実際に規定されるのか注視。
3. 税額調整額の影響額を早急に試算する。